

神道史研究 第六十九卷 第一號 抜刷  
令和三年五月一日発行

# 三輪田高房の鎮魂行事伝授について

——行事次第・鎮魂論の伝播経路に注目して——

新  
田  
恵  
三

# 三輪田高房の鎮魂行事伝授について

—— 行事次第・鎮魂論の伝播経路に注目して ——

新 田 恵 三

〔要旨〕 三輪田高房は明治十九年から同二十六年頃にかけて自らが伝える独自の鎮魂行事を人々に伝授している。本稿では、三輪田高房の生涯を概観した上で、高房の行った鎮魂行事の伝授について、行事次第や鎮魂論がどのように伝えられていったのか、その伝播経路を明らかにした。

鎮魂行事の伝授事例について自筆日誌を中心に分析した結果、受伝者の多くは神宮教に関係した人々であった。神宮教としての組織的な伝授が行われたわけではないが、神宮教の中での横のつながりが行法伝授の場として機能していたことが伺える。

高房は自らの鎮魂論を『日文本義』としてまとめている。本書は、鎮魂行事の伝授を受けた人々以外にも受容されていたように、神社や神道、国学に造詣が深い人々に受容されている。さらに高房は自らの鎮魂行事・鎮魂論を『大八洲雑誌』に「神につかへ奉る人たちにつぐ」と題して投稿し、「広告」している。本文章の投稿後、全国各地の人々より高房に対して、『日文本義』や鎮魂に関する問い合わせが複数件寄せられている。

高房より伝授を受けた叶真吉は後に神宮奉齋会の中で人脈を活かして石上神宮宮司森津倫雄に鎮魂行事を伝えていく。これらの伝播経路からもわかる通り、三輪田高房が伝えた鎮魂行事は、神宮教、神宮奉齋会という近世にはなかった形態の全国的組織の中での交流を媒介として伝えられてきたのである。そして石上神宮に伝えられたこの行事は戦後設立された神社本庁に於いて神道行法の一つとされることで、研修制度を通じて今現在も全国各地の人々に受け継がれ続けているのである。

〔キーワード〕 三輪田高房、鎮魂、『日文本義』、神宮教、神宮奉齋会、神道行法

## はじめに

三輪田高房（恒次郎、浪江、危行）は幕末から明治期にかけて儒者、国学者、神職、教導職、神宮教師等として幅広く活動した人物である。高房についてはいくつかの辞書類<sup>①</sup>に項目が挙げられている他、池田忠好氏<sup>②</sup>や上野利三氏<sup>③</sup>、三ツ松誠氏<sup>④</sup>、宮間純一氏<sup>⑤</sup>、武田幸也氏<sup>⑥</sup>が論文の中で取り扱ってはいるものの彼の生涯や人物、思想等全体像は明らかになっていない部分が多い。

このような研究状況に対して宮間氏は、

恒次郎の研究は皆無に等しくその生涯も明らかになっていない。おとづれ文庫文書中の三輪田恒次郎関係文書は、彼の人生を詳細に紐解くことが出来る貴重な史料である。<sup>⑦</sup>

として三輪田高房（恒次郎）に関する先行研究が乏しいこと、千葉県文書館の中にある「おとづれ文庫」文書中の三輪田高房に関係する文書の重要性を指摘している。

「おとづれ文庫」の三輪田高房に関係する資料の中には三輪田高房が行った鎮魂行事の伝授に関する記述が多数見られる。本稿では千葉県文書館「おとづれ文庫」に所蔵される豊富な自筆資料を用い、三輪田高房の生涯や伝授の様子、伝授に至る手続きの実態、鎮魂論の受容を明らかにした上で、行次第の伝播経路についてその後の軌跡をたどってみたい。<sup>⑧</sup>

## 第一章 三輪田高房の生涯

本章では、三輪田高房が行った鎮魂行事の伝授について論じるに先だち、従来不明瞭な部分が多い高房の生涯について自筆日誌の分析を中心に概観する。

## 第一節 おとづれ文庫の三輪田高房関係資料について

おとづれ文庫は旧蔵者池田忠好氏<sup>9)</sup>の収集書籍群で池田氏の没後千葉県文書館に寄贈され、現在に至っている。おとづれ文庫の資料は分野・時代共に多岐に渡るが文庫中には三輪田高房の日誌や、『凡仙叢録』と題する種々の記録類、講演録、『古今聞見録』と題する詩歌の聞き書き、和歌に関する『高房自詠』や『歌道心の種』等三輪田高房の自筆資料が多数散見される。<sup>10)</sup>

三輪田高房の記した日誌は途中欠冊があるものの、弘化三年(一八四六)九月～明治四十二年四月に至るまでの凡そ六十年に亘る継続した記録である。高房はそれぞれの日誌表紙に朱書きで通番を記しており、最も新しい日誌の一つ前の日誌には「第五拾一号」とある。<sup>11)</sup>

## 第二節 三輪田高房の生涯

三輪田高房は文政八年(一八二五)十月八日伊予国久米郡久米村(現愛媛県松山市)の日尾八幡神社祀官三輪田清敏の次男として生まれる。<sup>14)</sup>兄弟には家督を継いだ書家としても著名な兄常貞(米山)や幕末・維新期の尊攘派志士の弟元綱(綱麿)がいる。<sup>15)</sup>

高房の生涯は大きく四つの時期に区分される。第一期は儒者として漢学を学修・教授した時期で、第二期は維新後神官教導職を兼務した時期で、第三期は神宮教院(神宮司庁との分離前)、神宮教、神宮奉齋会に奉仕し神宮の教化機関に関わり活動した時期で、第四期は晩年職を辞し、隠居の身となった時期である。明治四十三年十一月五日に八十五歳(満)<sup>16)</sup>で没した。以下それぞれの時期の概略について述べる。

①第一期 漢学修学教授時代(弘化三年(一八四六)十一月～明治五年頃)

江戸に出て弘化三年(一八四六)十一月より麴町教授所の松平慎齋に入門し学び、その後金子徳之助や塩谷甲蔵に就

き修学した<sup>17</sup>。帰国の後、明治二年十二月より「松山藩学校」（明教館）の「司教」<sup>18</sup>として「普通学科専務」<sup>19</sup>、「経義科専務」<sup>20</sup>を歴任の後、明治四年十月十九日、願により松山藩学校司教を免ぜられている<sup>21</sup>、<sup>22</sup>。

明治四年十月、上京の後東京に寄留し、同五年五月より共心義塾の教師として支那学を教えた<sup>23</sup>。

② 第二期 神官教導職兼務時代（明治六年二月～明治九年四月）

明治六年二月よりは神官教導職を兼務した。「吉田神社権宮司」<sup>24</sup>、「吉田神社宮司」<sup>25</sup>、「石上神社少宮司」<sup>26</sup>を歴任し、教導職の等級も「中講義」<sup>28</sup>、「大講義」<sup>29</sup>と上がっている。その後明治九年四月、石上神社少宮司を願により免ぜられ大講義専任となる<sup>30</sup>。

③ 第三期 神宮教化関係機関奉仕時代（明治十年十二月～同二十二年八月、同二十六年五月～同三十四年頃）

石上神宮少宮司解任の後上京し、明治九年七月「権少教正」<sup>31</sup>に補任され、明治十年十月十日には神道事務局の巡回に出立している<sup>32</sup>。巡回中の同年十一月十日、京都に於いて落合直澄の紹介により神宮祭主久邇宮朝彦親王に拝謁し歌を奉っている<sup>33</sup>。この時高房は朝彦親王に非常に気に入られたようで、明治十年十二月十九日には伊勢下向に供奉しており以後親王の信認を得て神宮の教化に関わる機関で活動をはじめることとなる。

神宮教化関係機関奉職中は、「第八教區教長代理」<sup>34</sup>、「第十三教區本部教長代理」<sup>35</sup>、「第八教區本部長」<sup>36</sup>、「講師総長」<sup>37</sup>、「副幹事」<sup>38</sup>、「第式教區東京本部長」<sup>39</sup>、「祭典課長」<sup>40</sup>、「教務課録事」<sup>41</sup>、「第八教區京都本部在勤本部長事務取扱」<sup>42</sup>、「京都本部監督」<sup>43</sup>、「大坂本部監督」<sup>44</sup>等の職を歴任し、等級も「権少教正」より「大教正」<sup>45</sup>にまで上がり、「教監」<sup>46</sup>としての地位も最終的には「二等教監」<sup>47</sup>となっている。

明治二十一年三月には「多年事務勳功劣不黜、且老年ニモ有之、當分之内日勤ニ不及候事」<sup>48</sup>として日勤しなくてもよいことを許され、同二十二年八月には「依願免本職」<sup>49</sup>として神宮教を辞職している<sup>50</sup>。

明治二十六年五月には神宮教の改革に際し復任し、「権大教正」<sup>51</sup>となっており、神宮教の解散、神宮奉齋会の結成の

後は同会「主礼」<sup>(52)</sup>となり、最終的に明治三十四年頃には辞職<sup>(53)</sup>している。

④ 第四期 晩年・隠居時代 (明治二十一年三月～明治四十三年十一月)

明治二十一年三月には神宮教より日勤に及ばないことを許され、同二十二年八月には辞職するも明治二十六年五月には復任され、その時には「おもひきや 杖つくほとゝ 老の身に かかる恵みの あらむものとは」<sup>(54)</sup>との歌を詠んでいる。明治三十一年八月三十日には家督の輪三への相続、隠居届の提出をし、明治三十四年十月に岡山に転居<sup>(55)</sup>し、明治四十三年十一月五日に八十五歳(満)<sup>(56)</sup>で没した。

## 第二章 三輪田高房の鎮魂行事伝授

本章では三輪田高房が行った鎮魂行事の伝授について、受伝者ごとに経過を確認した上で、三輪田高房が行った伝授の様子や受伝者の分布がどのようなものであったのかその実態を明らかにする。

### 第一節 伝授の事例

『三輪田高房日誌』によると高房は明治十九年から同二十六年にかけて複数回鎮魂行事の伝授を行っている。以下関連資料を示しながら事例ごとに伝授の様子を明らかにしたい。

① 宮地厳夫、岡吉胤、宇陀太郎 (明治十九年十一月二十二日)

本事例は『三輪田高房日誌』の中でも鎮魂に関する初めての記述である。

・ 明治十九年十一月二十二日条

此夜高房厳夫吉胤宇陀太郎四名夜会、鎮魂ノ傳ヲ話、名目其業ヲ為ス、太郎吉胤大二威恍得んトコロアルニ似タリ、夜二時閉散ス

宮地厳夫、岡吉胤、宇陀太郎は何れも神宮教に所属していた人物であり、これら三人と共に「夜会」に於いて「鎮魂ノ傳」を話した後、「業」を披露している。なお、十一月二十二日は鎮魂祭当日であり、「夜会」での話題が鎮魂についてであったのはこのことによると考えられる。<sup>57)</sup>

② 篠田時化雄、城戸（明治二十年十一月二十二日）

①の事例の翌年同日にも鎮魂行事を伝えている。

・明治二十年十一月二十二日条

此夜教会出頭、鎮魂祭ノ夜ニ付鎮魂之業篠田時化雄城戸某兩人ニ手ツカラ教授ス、十二時過宿ニ帰神宮教に所属していた篠田時化雄や城戸某に「教会」<sup>58)</sup>（神宮教京都教会）に於いて「鎮魂之業」を「手ツカラ教授」している。

③ 塚田菅彦（明治二十二年七月十四日）

・明治二十二年七月十四日条

塚田菅彦方へ行、楼上ニテ鎮魂祭ヲ授、夕帰宅

塚田菅彦の住まいの「楼上」に於いて「鎮魂祭ヲ授」けている。

④ 鈴木重明（明治二十三年十月十三日）

・明治二十三年十月十日条

福島縣磐城国標葉郡請戸村鈴木重明来、鎮魂祭秘事口授ヲ受度申来、式冊用立、卯壺箱贈与有之、日本佛法穴搜原稿返却有之

・明治二十三年十月十三日条

鈴木重明来訪、日文本義高市未白先生ノ書写シ相濟ニ付誓約書、鎮魂之秘事御傳授之上ハ決シテ他言致間敷候事

但 口授依頼之人へ者相授候事、右誓約致候也

明治廿三年十月十三日福島縣磐城国標葉郡請戸村

鈴木重明印

——殿

束脩持参有之二付、赤坂氷川神社々務所借用シ、一浴シ、白衣持参シ、第一條ヨリアケ兩度ニ相授、傳書写取済ニ付授受都合よく相済

明治二十三年十月十日に福島県標葉郡請戸村（現在双葉郡浪江町）の鈴木重明が高房を来訪し、「鎮魂祭秘事口授」受伝の希望を高房に伝えている。『日文本義』（高房著述の鎮魂伝授に関わる文献）の書写は予め済ませていたようで、同十三日には誓約書を書かせ、束修（入門の謝礼）の受け渡しの後赤坂氷川神社社務所にて伝授を行っている。①～③の事例とは異なり、『日文本義』の授受や誓約書の取り交しが行われている。

⑤叶真吉（明治二十五年七月六日）

・明治二十五年三月六日条

叶真吉ヨリ菓子ヲ贈与シ、鎮魂傳ノ一ヲ申来ル

・「三輪田高房宛叶真吉書簡」<sup>⑥</sup>

拜啓、陳ハ一昨日ハ愚生多年仰望仕居候鎮魂傳ノ儀ニ付種々御教訓ヲ蒙リ万々御礼申上候、就而ハ右作業御都合次第一刻モ早ク御傳授ヲ賜り度、齋戒誓言等ハ御指揮ニ随ヒ、イカ様ナリトモ可仕候由、何卒幾日頃相願レ候哉、尊慮御伺申上候、頓首不備

三月六日

叶真吉

三輪田先生机下

二伸、此品至テ蘇末ニテ恐縮ニ候得共、進呈仕候、御笑納被下候得、大慶ニ奉存候

・明治二十五年三月七日条

叶真吉来訪、鎮魂ノ話ヲ為シ、松山神道一本用立

・明治二十五年四月三日条

叶真吉ト、下谷區上野桜木町四番地第四号細谷松三郎入門、鎮魂祭ノノナリ、檜原嘉一郎も来訪、叶ニ日文本義原稿用立

・明治二十五年四月十日条

叶真吉来訪、鎮魂之話ヲ為ス

・明治二十五年七月六日条

此夜叶真吉へ鎮魂作業ヲ傳授ス

・明治二十五年七月七日条

叶真吉来訪、魚料五十錢ヲ贈来ル、書物返シ来ル

・明治二十五年八月十五日条

叶真吉来訪、日文口授作業授受証書相渡ス

・明治二十六年七月二十日条（後述⑧同日条掲出）

当時神宮教に所属していたと考えられ、後に石上神宮宮司森津倫雄に鎮魂行事を伝授する叶真吉については、先ず明治二十五年三月六日に菓子との贈与と共に鎮魂伝授希望の旨が高房に伝えられている。『三輪田高房日誌』四〇の裏見返しに挟まれた関係書簡の文面より叶が鎮魂の伝授を懇望していた様子がうかがえる。翌七日には「松山神道」一本を叶真吉に用立てている。さらに同年四月三日には細谷松三郎と共に「鎮魂祭の」で入門し、『日文本義』を用立てている。

伝授は同年七月六日夜に行われており、翌七日には魚料の受渡しと書物の返却がなされている。なお、明治二十六年七月二十日に行われた三輪田高房から吉村春樹に行われた伝授には「誓約ノ人」として同席している。

⑥田代邦慶(明治二十五年十二月十九日)

・明治二十五年十二月十四日条

福島縣磐城国行方郡小高村式内益多嶺神社祀官田代邦慶父子来訪、鎮魂ノ事ヲ傳授受度申出候事、右ニ付松山古神道ノ秘事ヲ用立讀マシム

・明治二十五年十二月十五日条

田代父子来訪、真綿一袋被贈、昨日用立タル神道秘事ノ卷、昨日夜中ニ写シタル由ニテ持参有之、其勉強知ルヘキ也、明日入門ノ約ヲ為シテ帰、誓約書下書用立候事

・明治二十五年十二月十六日条

田代邦慶入門誓約書ヲ納ムルニ付、赤坂氷川神社柴崎富足氏へ御社借用申遣ス、田代氏直柴崎氏へ行、依願ノ席十九日ナレハアニ支無之趣ハカキニテ申越、只時間ノ処返事可渡候事ニ付、十七日申遣ス

・明治二十五年十二月十六日条上欄

日文本義又一冊用立

・明治二十五年十二月十八日条

田代邦慶明日十時来由申越ス

・明治二十五年十二月十九日条

田代邦慶来訪、日文本義写持参有之、暗誦之趣質問了、午飯シ同車ニテ氷川社祀官柴崎富足氏ヲ訪ヒ、社頭借用シ、日文ノ口授ト作業ヲ傳フ、了テ富足氏ヲ辞シ、亦同車シテ帰ルトキ邦慶氏たもさくに書いてい出したるうつし、いき

のかきりけしき心をふりすて、神世の道に身をやつくさむ 松のねも三十一字を書つけてけ□たる 松のか身の中もいます たまちはふ神のみのりにたかはさちまシ

・明治二十五年十二月十九日条（上欄）

細谷松三郎へ手帋遣シ、鎮魂十種画之巻とり二遣ス、田代氏ニ持す

・明治二十五年十二月二十日条

田代邦慶夜中来訪、鎮魂ノ事ヲ談、細谷松三郎ヨリ画圖巻返却有之、田代へ伴信友先生齋藤彦麿先生□ノ傳書全巻  
壹冊ヲ用立候事、明廿一日出立之由申届候事

福島県行方郡小高村（現南相馬市小高区）に鎮座する益多鎮神社の神職田代邦慶については、明治二十五年十二月十四日に邦慶父子が高房を来訪し、鎮魂伝授の希望を申し出、高房は「松山古神道ノ秘事」を用立てている。翌十五日には田代父子が真綿一袋と共に書写を済ませた「神道秘事ノ巻」の返却に来ている。なおその際には十六日に入門することを約束し、誓約書の下書きを田代邦慶に用立てている。翌十六日に誓約書の受渡しがあり、『日文本義』の用立てや鎮魂伝授の場所となる赤坂氷川神社を借用する手続きが行われている。同月十九日には『日文本義』の返却、「暗誦之趣質問」、夕食の後、赤坂氷川神社社頭に於いて「日文ノ口授ト作業」の伝授が行われている。

⑦清水廣景（明治二十六年六月三十日）

・明治二十六年六月二十日条

清水廣景来訪有之、七日祓修業スル由鎮魂卷一冊用立候事

・明治二十六年六月二十七日条

清水廣景日文本義□問ニ来ル

・明治二十六年六月三十日条

此日清水廣景鎮魂傳誓約書ヲ納、束脩ヲ納、此日神宮教院ニ於テ作業ヲ伝授す、水ニ浴シ直垂ヲキテ相授クルナリ

・ 明治二十六年七月十五日条

清水廣景ヲ訪、云々ス

・ 明治二十六年七月二十日条 (後述⑧同日条掲出)

神宮教に所属していた清水廣景<sup>61</sup>については、明治二十六年六月二十日、同月二十七日の祓修業や「鎮魂巻」の用立て、『日文本義』に関するやり取りの後、明治二十六年六月三十日に鎮魂傳誓約書、束脩の受渡し、神宮教院に於ける鎮魂作業の伝授が行われている。なお、明治二十六年七月二十日に行われた三輪田高房から吉村春樹に行われた伝授には叶真吉と同様に「誓約ノ人」として同席している。

⑧吉村春樹(明治二十六年七月二十日)

・ 明治二十六年七月十七日条

本日吉村春樹来リ、鎮魂誓約書ヲ差出シ鎮魂ノ話ヲ為ス

・ 明治二十六年七月十八日条

吉村春樹鎮魂傳質問ニ来ル

・ 明治二十六年七月十九日条

吉村春樹来訪、今夕相約シ鎮魂ヲ傳フルナリ

・ 明治二十六年七月二十日条

吉村春樹来訪、今夕相約シ鎮魂ノ作業ヲ授ク、叶真吉、清水廣景モ誓約ノ人ナレハ同席ニテ相授ク、此夜大雨人皆大ニ悦フナリ、吉村車ヲ以テ送り帰ス、其篤キ知ルヘシ

・ 明治二十六年七月二十一日条

朝昨夜ノ礼ニ吉村春樹来訪、木綿縮一包ヲ贈与有之、本日九時出立ノ趣

神宮教に所属していたと考えられる吉村春樹については、明治二十六年七月十七日に鎮魂誓約書の受渡しが行われ、同月十九日夕方に鎮魂（作業を伴わない口授のことか）が伝えられ、翌二十日夕方には既に伝授を受けていた叶真吉、清水廣景同席の下「鎮魂ノ作業」の伝授が行われている。明くる二十一日に吉村春樹は伝授の礼として高房に木綿縮を贈っている。

⑨細谷松三郎

・明治二十五年三月十五日条

細谷某鎮魂ノ話ヲ聞度ニ付申込也ト云

・明治二十五年四月三日条

叶真吉ト下谷區上野桜木町四番地第四一号細谷松三郎入門、鎮魂祭ノナリ、檜原嘉一郎も来訪、叶ニ日本文義原稿用立

・明治二十五年六月二十七日条

細谷来訪、日本文義全小冊用立候事

・明治二十五年八月十九日条

細谷松三郎へハカキ遣シ、日文返却申遣ス

・明治二十五年八月二十日条

細谷松三郎来訪、日本文義二冊返却有之、前ニ諸家鎮魂集録各冊用立候事、質問十餘條有之、シンタイシンユノ件ハ家傳モ有之由ナレトモ讀法無之手術無之趣話有之

細谷松三郎については、前述の②～⑧のような鎮魂行事の伝授を受けた記録は見られないが、三輪田高房より鎮魂に

ついで学んでいたようであるためここに挙げた。叶真吉と共に「鎮魂祭ノ」で入門し、鎮魂伝授を受けた他の人物と同様に『日文本義』の借用を受けているが、日誌中に伝授記録は見られない。

## 第二節 伝授の様子

ここまで個々の伝授事例を見てきたが、個別事例を比較し、伝授に至るまでの手続きの様子や、手続きの確立期について検討したい。

伝授に至るまでの手続きの様子は凡そ以下の通りである。まず伝授希望の申出があると、『日文本義』や「神道秘事ノ巻」（「松山神道」「松山古神道ノ秘事」とも記されている）等の書籍が用立てられ、受伝者はこれらを書写する。鎮魂伝授が認められると誓約書の受渡し、束修の納入が行われる。手続きが済むと伝授が行われるが、伝授には口授（教学的な部分か）と作業（身体動作を伴う作法）との二種があったようである。伝授の時間帯としては夜に行われることが多く、『日文本義』に於いても「鎮魂祭行事」を行う時間について「夜十二時ヲ以テ始メトス」と記されている。伝授の場としては神宮教の教会（神宮教京都教会）や神宮教院（麴町区有楽町）、赤坂氷川神社等、神社や神宮教の施設といった日常生活とは異なる相応しい場所が選ばれている。伝授の後には受伝者より礼品の受渡しがなされている。

伝授に至るまでの手続きの確立期であるが、鈴木重明に対する伝授（明治二十三年十月）以降の事例では『日文本義』の用立てや誓約書の受渡し等形式的なやり取りが見出せ、この頃より段階的な伝授過程が確立されていたのではないかと考えられる。

## 第三節 受伝者の分布

鎮魂行事の受伝者としては神宮教関係者が多く、その他鈴木重明、田代邦慶といった福島県の人々も高房より伝授を

受けている。

神宮教関係者に受伝者が多いことより神宮教としての組織的な伝授が行われたのではないかとも思われるが、この点については三輪田高房の生涯の中でこの時期に注目し考察してみたい。日誌の中で鎮魂に関する記述が見られるのは明治十九（二十六年）にかけての七年間程である。さらに誓約書を交わす形での伝授事例は明治二十三（二十六年）に限られる。この時期高房は既に神宮教を辞職しており、神宮教としての鎮魂伝授に関する組織的な記録も見られないことより、伝授はあくまでも個人的な人脈を通じて行われたもののではないかと考えられる。とはいえ受伝者の分布や伝授の場からもわかる通り神宮教内での人脈が行法伝播の契機となっていたことが伺える。

### 第三章 鎮魂論の受容と「広告」

三輪田高房は自らの鎮魂論を『日文本義』としてまとめている。本章では、『日文本義』の概略や受容者、高房が雑誌を通じて行った鎮魂論の「広告」に注目し、鎮魂論の広がりや鎮魂論に対する希求を明らかにする。

#### 第一節 鎮魂論を記した『日文本義』

前述の通り高房より伝授を受けた人々は伝授に先立って『日文本義』の借用や書写をしている。『日文本義』については現在京都府立京都学・歴史館に所蔵されていることが確認できる。

京都府立京都学・歴史館所蔵の『日文本義』には奥書や識語等は無く、一見したところ著者についても明確には記されていない。また、小西雲鶴『鎮魂法伝習録』<sup>(64)</sup>に於いて『日文本義』が抄出されているが、著者については「〇〇高房著（姓不詳）」とあり判然としていない。緒言には、

明治十年十月十日。東京ヲ發シ。二府十三縣ヲ巡回ノ際。京都ニ到リ。神宮教會。京都本部。教長代理。権少教落

合直澄氏カ日文考ヲ見シ

とあり、著者が明治十年に巡回を行ったことが記されている。この巡回記事の内容は『三輪田高房日誌』の該当箇所合致する。また、緒言の中で「高房ガ父清敏君」と記している箇所があり、実際に三輪田高房の父は三輪田清敏である。以上のようなことより著者は三輪田高房本人であると考えられる。

全体の体裁、構成であるが、外題は題箋に『日文本義』とある。一丁目表の一行目には「日文本義緒言 別名日文鎮魂本義」とあり、『日文鎮魂本義』とも称されていたことがわかる。墨付き三六丁で、「緒言」、日文の意味を説明する本文、「鎮魂祭行事」、「白川吉田両氏奠供」、「雑説」、「八神畧説」、「日文本義根據」、神代文字、平田篤胤『日文傳』の抄出、「鎮魂祭ニ関係アル歌」、「感應口訣」との十一項目より構成される。

本書の主題については緒言に、

高房ガ父清敏君。及ヒ白川氏。吉田氏ノ秘事。石上旧神官森氏。對馬國卜部阿比留氏ノ秘事ノ神業ヲ考へ。日文

本文ノ句ヲキリテ。

- ①ヒフミヨイムナヤコト十字ヲ一句ト為シ。
- ②モチロラ四字ヲ一句ト為シ。
- ③ネシキル四字ヲ一句ト為シ。
- ④ユキツワヌ五字ヲ一句ト為シ。
- ⑤ソヲタハクメカ七字ヲ一句ト為シ。
- ⑥ウオエニサリヘテノマス十一字ヲ一句ト為シ。
- ⑦アセエホレケ六字ヲ一句ト為シ。

解釋スルニ口授ノ神業ヲ以テシ。博雅ノ君子ノ是正ヲ待。

とあり、本文冒頭に、

日文全文ハ。鎮魂祭ノ秘事。布留倍由良由良由良布留倍前後左右中等ノ神業ト末ノアセエホレケニ至リテ。神人感應ノコヲ示シタルモノナリ

とあるように「日文」（「ヒフミヨイムナヤコト」から始まる四七音）は「鎮魂ノ傳ヘノ神業」を語るものであるとしてこれを解釈しようとするのである。「日文」は『先代旧事本紀大成経』が文献上の初出であるが、特に平田篤胤『神字日文伝』以降神代文字を表すものとして国学者によつて種々の見解が示されてきた。高房は『先代旧事本紀』に記される鎮魂祭の由来を記す箇所にも、「一二三四五六七八九十」との数字が記されていることより「ヒフミヨイムナヤコト」より始まる「日文」は鎮魂を語るものであるとの発想に至つたようである。その時の様子を緒言に、

明治二十一年十月四日。午前二時。睡り覺メ端坐シ。古ニ考ヘテ今ニ及ボストキ。恍然トシテ胸中ニ浮ヒタリシハ。此日文ノ神字ゾ。鎮魂祭ノ傳ヲ書キタルナリト。

として記している。

## 第二節 『日文本義』の受容者

「日文」は鎮魂行事を説明するものであるとする三輪田高房独自の鎮魂論を記した『日文本義』は鎮魂行事の受伝者以外にも受容されることとなる。鎮魂行事の受伝者以外で『日文本義』の受容が伺える『三輪田高房日誌』の記述を引用すると以下の通りである。

- ・ 明治二十四年二月二十七日条  
石丸忠胤来訪、日文本義壹冊古神道壹冊返却有之
- ・ 明治二十四年十月二十二日条

三輪田高房の鎮魂行事伝授について (新田)

七八(七八)

茂木充実来訪、日本本義<sup>(ハヤ)</sup>壹冊返却有之

・明治二十四年十一月十六日条

福住正兄カ旅宿ヲ訪ヒ、日本本義持参ニテ談話ス

・明治二十四年十一月十九日条

福住正兄ヨリ日本本義書状ヲ添テ帰ス

・明治二十七年九月三日条

平田ヨリ日本本義、析玄返却有之

・明治二十八年二月十八日条

太田武和来訪、日本本義、凡仙叢録、省心雜言、道書返却相来候事

・明治二十八年二月二十一日条

篠田時化雄へ日本本義用立候事

太田武和については判然としないが、石丸忠胤、茂木充実、福住正兄、平田(盛胤)、篠田時化雄といった面々は何れも神社や神道、国学に造詣が深い人物である。三輪田高房が神官教導職の兼務や神宮の教化関係機関への所属といった経験を通じて築き上げた横のつながりの中で『日本本義』が受容されていたのではないかと考えられる<sup>66)</sup>。

### 第三節 鎮魂論の「広告」と鎮魂教授の希求

鎮魂行事の伝授を受けた人々や三輪田高房と面識があつた人々が『日本本義』を受容していた一方で、『三輪田高房日誌』には面識が全く無かつたのではないかと考えられる全国各地の人々より鎮魂行事の教授や、『日本本義』の授与を願う手紙が寄せられている。三重県北牟婁郡長島村(現紀北町)の神職御館磐彦が鎮魂行事の伝授を願ひ出た場面で

高房は御館警彦の事を明確に「未夕面会ナキ人ナリ」と記している。このような面識の無かった人々は如何にして三輪田高房が鎮魂行事を伝えていたことや、『日文本義』の著作を行っていたことを知ったのであろうか。

この疑問点について三輪田高房と二人の人物とのやり取りを手掛かりに考察したい。先ず挙げるのは島根県周吉郡中村（現隠岐郡隠岐の島町）の出雲大社教師森建樹とのやり取りである。

・明治二十五年十月三十一日条

島根縣隱岐国周吉郡中村森建樹、廿四日ノ書達ス、日文ノ事申越ス

・明治二十五年十一月二日条

隱岐国森建樹へ返事遣ス

明治二十五年十月三十一日条に記される「廿四日ノ書」とは、『三輪田高房日誌』四〇の巻末裏見返しに挟まれている「三輪田高房宛森建樹書簡」のことであろう。この書簡の中で森建樹は、

過日大八洲雜誌第七十三号中ニ、大人之「神につかへ奉る人たちに告」と申一篇ヲ拝見仕候処、日文本義ト申書御著述相成候御趣

として、『大八洲雜誌』第七十三号に載せられていた高房の「神につかへ奉る人たちに告」という文章を読み『日文本義』の存在を知ったことを記している。さらに書簡の後半では、「何卒右御書物購仕度」として『日文本義』の購入を願っている。

次に岡山県苫田郡津山町（現津山市）に鎮座する徳守神社の神職難波春胤の例を見てみたい。

・明治二十五年十二月三日条

美作国津山町縣社徳守神社神官難波春胤、十一月三十日書達、鎮魂ノ事申来候事

「十一月三十日書」とは、『三輪田高房日誌』四〇の巻末裏見返しに挟まれている「三輪田高房宛難波春胤書簡」のこ

とであろう。この書簡の中で難波春胤は、

去ル七月大八洲雜誌第七十三号ヲ讀行度中ニ、神ニ仕奉る人等ニ告ト題被為テ尊大人ノ御廣告御座候故、拝読仕候として、『大八洲雜誌』第七十三号にて「神ニ仕奉る人等ニ告」という「御廣告」を読んだことを記し、書簡の後半では、

御著ニ相成候処之日文本義云御書物ヲ授与被成下候へ者、誠ニ有難仕合と奉存候

として『日文本義』の授与を願っている。

以上のような三輪田高房と森建樹や難波春胤とのやり取りより、二人が共通して『大八洲雜誌』に記される「神につかへ奉る人たちにつぐ」という文章を読み、三輪田高房が鎮魂に関する『日文本義』という書物を著作したことを知り、手紙を送ったことが明らかになった。

「神につかへ奉る人たちにつぐ」は三輪田高房が明治二十五年七月発行の『大八洲雜誌』卷之七三に於いて発表した六〇〇字程の文章である。<sup>(4)</sup>内容は大きく分けて鎮魂に関わる自身の履歴、「日文」が「鎮魂の作業」を表すものであるとする発想、『日文本義』の著述、鎮魂の啓蒙の四点より構成される。

三輪田高房は「神につかへ奉る人たちにつぐ」の中で『日文本義』に於いて鎮魂の奥秘を分かり易くしたこと、神事に関わる人は鎮魂を修めた後に神に奉仕することが誠の道であると考えていることを記し、鎮魂の学修を勧めている。このような「広告」によって多くの人々が三輪田高房の伝えた鎮魂行事や高房が述作した『日文本義』の存在を知り手紙を送ったのであろう。前述の御館磐彦や森建樹、難波春胤の他にも「神につかへ奉る人たちにつぐ」の投稿以降『日文本義』や鎮魂に関する問い合わせが高房に数件寄せられている。その事例を挙げれば以下の通りである。

・ 明治二十五年十一月十九日条

肥後国葦北郡二見村串山長重、十五日ノハカキ達ス、日文本義ノ代價問合有之候事、直ニ返事遣ス

・ 明治二十六年二月十七日条

上総国望陀郡小櫃村戸崎二千百九十七番地松崎六平、二月十五日發手昏以テ、鎮魂傳ノ事申來

熊本県葦北郡二見村（現八代市）の申山長重よりの『日文本義』代金に関する問い合わせや、千葉県望陀郡小櫃村（現君津市）の松崎六平よりの鎮魂伝に関する申し出が確認できる。

このようにして三輪田高房と面識が無かった人々は「神につかへ奉る人たちにつぐ」という高房による鎮魂の「広告」を読み、『日文本義』の授与や鎮魂行事の教授を希求したのである。

ただし、鎮魂教授を希求して高房に書簡を送った人々が鎮魂行事の伝授を受けた記録は残されていない。なぜ伝授を受けた記録がないのであろうか。三輪田高房が御館磐彦に返信した書簡控えの文末には以下のように記されている。

作業モ有之候事故ニ、書面ニテ御教へ致シ候事ハ、難相整候、遠方之事故ニ、能々御考之上、御上京相成度、此段御返事如此御座候也<sup>1)</sup>

三輪田高房の鎮魂論は鎮魂行事と不可分なものであり「作業」（行事の作法）は書面にて正確に伝えることはできず、上京した上での対面伝授を必要とした。現在のように交通網の発達していない当時にあつては上京することは容易なことではなかつたであろう。このようなことから鎮魂教授を希求した各地の人々は伝授の機会を得ることが出来なかつたのではないだろうかと考えられる。

#### 第四章 鎮魂行事のその後

ここまで三輪田高房本人による鎮魂に関わる活動について見てきたが、本章では高房の直門である叶真吉の活動に注目し、鎮魂行事がどのように伝えられていったのか、その後の軌跡を辿ってみたい。

### 第一節 叶真吉が森津倫雄に行った鎮魂行事の伝授

石上神宮に伝えられた自修鎮魂行事の由来については石上神宮元宮司の森津倫雄が『石上神宮の鎮魂祭』に所収される「自修鎮魂式相傳覺書」にて記している。「自修鎮魂式相傳覺書」の中には石上神宮に伝えられた際の顛末が「傳授式状況」として詳細に記録されている。<sup>(22)</sup>

「傳授式状況」の筆録者は明確に記されていないが、以下二点より考察してみたい。一点目は、伝授の場に同席した人物は、叶真吉、森津倫雄、藤岡好春、櫻井稻麿、住田平彦の五人<sup>(23)</sup>であるにも関わらず、「傳授式状況」では櫻井稻麿が記されていない点であり、二点目は桜井東花が伝授の様子を詳記していた点<sup>(24)</sup>である。これらのことより櫻井稻麿（東花）が筆録したものを所収したのではないかと考えられる。

「傳授式状況」に記される伝授の顛末は以下の通りである。三輪田高房より伝えられた鎮魂行事を石上神宮へ転任する森津倫雄に対して伝授することを藤岡好春が叶真吉に勧め、叶真吉が快諾する。その後、叶真吉より森津倫雄へ石上神宮に秘法返納の申し出があり、日程が昭和九年二月十八日に決められる。昭和九年二月十八日朝、相伝者叶真吉、立会人藤岡好春・住田平彦は伝授に先立ち二見浦での禊、二見興玉神社参拝、（伊勢）神宮参拝を行う。昭和九年二月十八日夜、石上神宮に於いて叶真吉より森津倫雄に鎮魂行事が伝授される。

伝授者叶真吉や受伝者森津倫雄、伝授の仲介者藤岡好春は何れも神宮教の後身である神宮奉齋会に関与していた人物である。前述の通り三輪田高房の鎮魂に関わる活動に於いてもその受容者の中には神宮教に所属した人物が多く存在した。このことより神宮教・神宮奉齋会の中での人脈が三輪田高房の伝えた鎮魂行事を伝播させる媒介となっていたことが読み取れる。近世にはなかった形態の全国的組織の中で交流が行法伝授の契機となっていることは注目すべき点であろう。

## 第二節 神社神道の研修制度と鎮魂行事の普及

現在神社神道では禊祓行事と鎮魂行事とが神道行法として行われている。禊祓行事は近代の川面凡児のみそぎ行に淵源をもつもので、鎮魂行事は三輪田高房直門叶真吉によって石上神宮に伝えられた自修鎮魂式である。神道行法の研修制度は、昭和二十九年に神社本庁調査部の岡田米夫氏の活躍によって石上神宮に於いて第一回神道行事講習会が行われたことにはじまり、その後「神道行法錬成研修会」と名称が変更され現在に至っている。<sup>(75)</sup>指導者制度としては神社本庁錬成行事道彦・助彦、各県神社庁錬成行事道彦・助彦が定められている。<sup>(76)</sup>「神道行法錬成研修会」には神社本庁総合研究所の行う研修（神社本庁が主催し石上神宮で行われる研修）と神社庁研修所（各県の神社庁が主催して行う研修）との二種類があり、前者は「神社庁道彦及び同助彦その他の養成を目的」とし、後者は「神職及びその他の神社職員等の指導を目的」としている。<sup>(77)</sup>このような研修制度によって三輪田高房の伝えた鎮魂行事は禊祓行事と共に今現在も全国各地に普及され続けているのである。

### おわりに

以上三輪田高房の生涯や高房が行った鎮魂行事伝授の様子、伝授に至る手続きの実態、鎮魂論の受容を明らかにし、行事次第の伝播についてその後の軌跡をたどってきた。三輪田高房は明治十九年から同二十六年頃にかけて周辺の神宮教関係者や各地の神職に対し鎮魂行事の伝授を行っていた。さらに、高房は自身の鎮魂論を『日文本義』としてまとめ、本書は鎮魂行事の伝授を受けた人々や神道、神社、国学に造詣が深い人々に受容されていたことが明らかになっており、本書は鎮魂行事の伝授を受けた人々や神道、神社、国学に造詣が深い人々に受容されていたことが明らかになっており、高房より鎮魂行事の伝授を受けた叶真吉は後に石上神宮宮司の森津倫雄に鎮魂行事を伝えている。伝授者叶真吉や受伝者森津倫雄、伝授の仲介者藤岡好春は何れも神宮教の後身である神宮奉齋会に関与していた人物である。このように神宮教、神宮奉齋会という近世にはなかった形態の全国的組織の中での交流を媒介として鎮魂行事は伝えられてきた。

戦後、神宮奉斎会・大日本神祇会・皇典講究所が中心となって神社本庁が設立されることとなる。ここにおいて、高房の伝えた鎮魂行事は神道行法の一つとされることで、研修制度を通じて今現在も神道行法を志す全国各地の人々に受け継がれ続けているのである。

註

- (1) 大植四郎編『國民過去帳』明治之卷（尚古房、昭和十年）、『松山市誌』（松山市誌編集委員会、昭和三十七年）、『愛媛県史』人物（愛媛県、平成元年）、『講談社日本人名大辞典』（講談社、平成十三年）
- (2) 池田忠好「西村茂樹と三輪田高房との交遊」、『弘道』第八六四号（日本弘道会、昭和五十一年十月）
- (3) 上野利三「戸田保遠の律令研究について―明治期律令学の一齣―」、『法学研究』五三（五）（慶應義塾大学法学研究会、昭和五十六年五月）
- (4) 三ツ松誠「異国と異界―安政期の三輪田元網―」、『神道宗教』二一六号（神道宗教学会、平成二十一年十月）、同「諸家執奏廃止と神祇官―三輪田元網の立場から―」、『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集』五（学習院大学人文科学研究所、平成二十五年三月）、同「神代文字と平田国学」、『小澤実編』近代日本の偽史言説（勉誠出版、平成二十九年）
- (5) 宮間純一「戊辰内乱期の社会―佐幕と勤王のあいだ―（思文閣、平成二十七年）第五章「朝敵」藩の恭順理論―伊予松山藩を事例に―」
- (6) 武田幸也『近代の神宮と教化活動』（弘文堂、平成三十年）四一一、四二二頁
- (7) 前掲宮間純一『戊辰内乱期の社会』一六二頁
- (8) 鎮魂行事や鎮魂論の内容検討については稿を改めたい。なお、三輪田高房が伝えた鎮魂行事の由来については橋家神道で行われる「祈祷法」との類似点に着目し日本宗教学会第七九回学術大会（令和二年九月二十日、オンライン開催）において報告を行った（『宗教研究』九四巻別冊に要旨掲載予定）。

(9) 前掲池田忠好「西村茂樹と三輪田高房との交遊」は池田氏自身の蔵書を用いて論じている。

(10) 『おとづれ文庫文書仮目録』下(千葉県文書館、平成十一年)

(11) 『三輪田高房日誌』五一(『岡山日誌』(明治四十一年十一月五日〜同四十二年四月二十日))。なお、本日誌の表紙には通番が記されていない。

(12) 『三輪田高房日誌』五一(『岡山日誌』(明治四十年三月一日〜同四十一年十一月四日))

(13) 三輪田高房の自筆日誌はそれぞれの原題はまちまちであるが、本稿においては便宜上総称を『三輪田高房日誌』と名付けて、個々の識別を要する部分では高房の記した通番を付した。なお「元号〇年〇月〇日条」として引用した日誌は、特に断らない限り全て『三輪田高房日誌』該当箇所の記載である。

(14) 明治十年八月八日条には左記の履歴書が記載されている。以後度々使用するためここに履歴書全文を引用する。

履歴書 東京第式大區七十區飯倉片町貳拾六番地寄留

愛媛縣士族

三輪田高房

文政八年乙酉十月八日生

明治 年巳巳七月五日  
同三年 現在梅十月七日

松山藩

一、同普通学科専務申付候事

同

同四年 未正月十八日  
同 同普通学科差免経義科専務申候事

同

同 同 十月十九日  
一、依願司教差免候事

同

同六年 癸酉二月十五日  
一、任吉田神社権宮司兼補中講義

教部省

同 同 五月二十二日  
一、補大講義 本官如故

同

同 同 五月二十七日  
一、任吉田神社宮司 兼大講義如故

同

同七年 甲戌五月十七日  
一、任石上神宮少宮司 兼大講義如故

同

三輪田高房の鎮魂行事伝授について (新田)

三輪田高房の鎮魂行事伝授について (新田)

八六 (八六)

同九年丙子四月十八日

一、依願免本官専補大講義

同年七月三日

一、補権少教正

同  
太政官

右之通候也

- (15) 家族には、妻順(天保十年(一八三九)八月十一日生(天保十年八月二日との記載もあり)、長男春元(文久二年(一八六二)二月十五日生)、長女知(元治元年(一八六四)十月五日生)、次女正(慶應三年(一八六七)二月六日生)、次男政徳(明治五年七月一日生)、三男輪三(明治七年十一月十六日生)、三女貞(明治九年八月二十日生)、四男恒敏(明治十五年一月十五日生)、五男季胤(明治十八年十月三十日生)がいる。家族構成やそれぞれの生年月日は『三輪田高房日誌』明治六年六月二十三日条、明治十七年七月十九日条、明治十七年十二月二十四日条に記載されている家族構成を記した届の写しを参考にした。なお、季胤についてはこれらの届が記された後に生まれているため、明治十八年十一月二日条に記載される季胤の出生届写しに拠った。妻順との入籍については、明治十七年七月十九日条に、「明治九年五月十一日より」とある。春元は明治十年に高房の兄で三輪田家を継いでいた常貞の二女梅の婿養子となっている(『三輪田米山日記』明治十年七月五日条、『三輪田高房日誌』明治十年八月二十一日条)。

- (16) 生年月日は『三輪田高房日誌』の記載に拠り、没年月日は前掲大植四郎編『國民過去帳』明治之巻、前掲『松山市誌』、前掲『愛媛県史』人物、前掲『講談社日本人名大辞典』の記載に拠った。

- (17) 明治五年十一月二十七日条には左記の履歴書が記載されている。以後度々使用するためここに履歴書全文を引用する。  
共心義塾届左ノ通、改正シテ差出ス也

弘化三丙午十一月ヨリ麴町教授所松平謹次郎へ入門、從學安政元甲寅七月迄在塾、都合九年、同年七月元廣島藩金子徳之助、元山形藩塩谷甲蔵へ従学、同六年迄都合五年、同年二月ヨリ元松山縣ニテ支那学教授、明治四年十月迄、都合十四年、同年冬ヨリ東京寄留、同五年五月ヨリ當塾教授罷在候  
なお、同二十五日条にも同様の履歴書が記されている。

- (18) 注14所引の履歴書参照。

(19) 明治三年十月より(注14所引の履歴書参照)

(20) 明治四年一月より(注14所引の履歴書参照)

(21) 注14所引の履歴書参照。

(22) 三輪田高房が藩儒として松平定昭に仕え佐幕的立場で恭順理論について記した意見書については、前掲宮間純一『戊辰内乱期の社会』—佐幕と勤王のあいだ—第五章「朝敵」藩の恭順理論—伊予松山藩を事例に—」に詳しい。

(23) 注17所引の履歴書参照。

(24) 注17所引の履歴書参照。明治五年四月二十七日条には、「板倉従五位共心義塾免許ニ相成権田直助師箇節齋来訪面會ス」とある。

(25) 明治六年二月二十五日条及び、注14所引の履歴書参照。

(26) 明治六年六月二日条及び、注14所引の履歴書参照。

(27) 明治七年十一月二日条及び、注14所引の履歴書参照。

(28) 明治六年二月二十五日条及び、注14所引の履歴書参照。

(29) 明治六年五月二十七日条及び、注14所引の履歴書参照。

(30) 注14所引の履歴書参照。なお、明治九年四月二十五日条には、「教部省辞令達ス」とある。

(31) 明治九年七月四日条

(32) 明治十年十月十日条

(33) 明治十年十一月十日条

(34) 神宮の教化に関わる機関の組織変遷の概略は以下の通りである。明治五年より神宮では大教宣布の一翼として神宮教会を開き、その本部たる神宮教院が伊勢に設置された。明治十五年神官教導職が分離され、これによって神宮教院では神宮司庁との分離が決定され、明治十五年五月十日には内務省達によって、神宮教院はその名称を「神道神宮派」(神宮教)と改めることが認められた。明治十七年、太政官布達によって教導職が廃止され、他の教派神道同様に宗教団体の一つに編入された。明治三十二年九月四日内務省により神宮教の解散、神宮奉斎会の設立が認可され、財団法人となった。なお、近代における神宮の教化機関

については、岡田米夫編『東京大神宮史』(東京大神宮、昭和三十五年)、久保田収「神宮教院と神宮奉齋会」、『明治維新神道百年史』(神道文化会、昭和四十一年)所収)、阪本健一「明治初期に於ける神宮の教化運動」、『神宮明治百年史』上巻(神宮司庁、昭和四十三年)所収)、西川順土『近代の神宮』(神宮文庫、昭和六十三年)、武田幸也『近代の神宮と教化活動』(弘文堂、平成三十年)等に詳しい。

- (35) 以下に示す高房の職名は該当年月日に所属していた組織の職制内での名称である。
- (36) 明治十三年二月四日条。第八教区とは京都地区のことである。
- (37) 明治十四年十月七日条。第十三教区は熊本地区のことである。
- (38) 明治十五年四月二十八日条
- (39) 明治十六年七月二十日条
- (40) 明治十六年八月二十六日条
- (41) 明治十七年三月十三日条。第二教区は東京地区のことである。
- (42) 明治十七年五月二十日条
- (43) 明治十九年六月二十九日条
- (44) 明治二十年八月三十一日条
- (45) 明治二十年十月六日条
- (46) 明治二十年十月六日条
- (47) 明治三十二年三月十日条
- (48) 明治二十年二月二十八日条
- (49) 明治二十一年三月七日条
- (50) 明治二十二年八月十二日条
- (51) 明治二十六年五月二十一日条。『三輪田高房日誌』四一(『東京日誌』明治二十六年二月一日〜同年十二月三十一日)の表紙に

は「神宮教院改革有之復任ス五月廿日ナリキ」とある。この「改革」とは前掲岡田米夫編『東京大神宮史』六〇～六十二頁に記される明治二十六年四月二十七日に決議された「教規改正・学寮開設・機関誌発行・本教院改築」を示すのではないかと考えられる。

(52) 『三輪田高房日誌』四七(『東京日誌』明治三十三年一月一日～同三十四年四月三十日)の表紙には「神宮主礼三輪田高房」とある。

(53) 日誌条文では未確認。『三輪田高房日誌』四八(『東京日誌』明治三十四年五月一日～同三十五年十二月三十一日)の表紙には「三輪田高房」と職名はなく氏名のみが記されている。

(54) 明治二十六年五月二十一日条の上欄に記載されている。

(55) 『三輪田高房日誌』四八(『東京日誌』明治三十四年五月一日～同三十五年十二月三十一日)の表紙には「十月廿二日備前岡山移轉」とある。岡山での三輪田高房については、「三輪田高房翁の近況」(『養徳』第八卷第五號(養徳社、明治四十二年五月)四三～四六頁)との記述がある。

(56) 前掲大植四郎編『國民過去帳』明治之卷、前掲『松山市誌』、前掲『愛媛県史』人物、前掲『講談社日本人名大辞典』

(57) 厳密に「伝授」とは判断出来ないが、『三輪田高房日誌』の中での鎮魂についての初出である。

(58) 人物の詳細は不明である。

(59) 『三輪田高房日誌』四〇の裏見返しに挟まれている。

(60) 『三輪田高房日誌』には、叶真吉が種々の活動を高房と共にしていたことが記されており、後年神宮教の後身である神宮奉齋会に所属していた(森津倫雄『石上神宮の鎮魂祭』(森津先生喜寿祝賀会、昭和二十八年)一七頁)ことから当時より神宮教に所属していたのではないかと考えられる。

(61) 三輪田高房「仙臺土産」(『日本弘道叢記』第一号(日本弘道会、明治二十六年三月))には、「神宮教會長清水廣景氏」とある。

(62) 『神道人名辞典』(神社新報社、昭和六十一年)には、吉村春樹について、明治三十二年より神宮奉齋会度会本部長に任じられたことが記されている。

(63) 明治二十二年八月～明治二十六年五月の間高房は神宮教に所属していない。但し、清水廣景、吉村春樹の伝授日に関しては後任後である。

(64) 小西雲鶴『鎮魂法伝習録』(京都府立京都字・歴史館所蔵)

(65) 『日文本義』緒言

(66) その後の受容であるが、小西雲鶴は前掲『鎮魂法伝習録』の中の抄出文を説明する箇所、川面凡児が『日文本義』を昭和三年に「披見して大に驚」いたと記している。また、石上神宮の鎮魂祭について論文を記した宇仁新次郎も文中で『日文本義』を使用している(宇仁新次郎「石上神宮の鎮魂祭」、『皇學』第四卷一号(神宮皇學館館友會、昭和十一年三月)二〇頁)。

(67) 『三輪田高房日誌』明治二十五年八月十八日条

(68) 「三輪田高房宛森建樹書簡」

未得譬咳候得共、一書以テ奉得貴意候、遂々秋冷相加候処、先以

文台益御機嫌能被遊御起居候、半と道之為メ奉<sup>□</sup>賀候、扱ハ拙子義、近年出雲大社教導職拜命后毎々神事ニモ奉仕、無餘念誠意ヲ凝シ候、甚タ難澁、いかて鎮神の術もかなト朝夕神拝都度<sup>〳</sup>思ひ悩ミ、且ハ彼日文ト申物ハ何ヲ語傳タル尊キ文ニカ<sup>□</sup>不相分苦心シナカラ打過居候処、過日大八洲雜誌第七十三号中ニ、大人之「神につかへ奉る人たちに告」と申一篇ヲ拝見仕候処、日文本義ト申書御著述相成候御趣、誠ニ此社神明之御賜ト存悦之餘リ直様奉得貴意度存候内、少々取込候義有之、繁忙中大ニ延引仕候、何卒右御書物購仕度不堪<sup>□□</sup>候間、最早御摺本ニ相成る居候半、スレハ何處申込可然候哉、<sup>□□</sup>

□教此段御指揮相成度、郵券二束相添奉得尊慮候

敬白

明治二十五年

十月廿四日

森 建樹

拝

三輪田大人御前

(69) 「三輪田高房宛難波春胤書簡」

稍々寒冷相増、閑家益御清康ニ被為居候と遙々奉嬉賀候、陳者私儀、奉職以來鎮魂之作業ヲ学修仕度存候故、深く心ニ懸テ彼方此方之同僚ニ相尋候へ共、心得タル人無御座、故学修難敷シテ不知々空敷過セルヲ歎き、神ニモ祈テ明暮油断無学修之人ヲ相尋居候折柄、去ル七月大八洲雜誌第七十三号ヲ讀行度中ニ、神ニ仕奉る人等ニ告ト題被為テ尊大人ノ御廣告御座候故、拝読仕候処、私常々礼慕之鎮魂作業之御事ニテ、吾国ノ神ノ道ノ事取人等ハ先此鎮魂ノ事ヲ身ニ修シテ後、神ニ仕エ御社誠ナラメ云云、同シ志ノ人等ニ告ルト有之候故、私天ヲ仰地ヲ拝シテ年来之念願ヲ陰ニ学修せらる、カト大ニ嬉ひ申候間、早速書状ヲ以何度存候へ共、生憎病ノ為ニ筆取事難成月日ヲ經過スル内ニ、其館ヲ開而人ノ多趣ヲ聞候故、我も早くニ存候へ共、矢張筆取難テ心ノミ急ぎ居候処、此比漸筆取事出来申候故、躍書ヲ以御伺申上候間、希クハ私ノ心底ヲ御哀憐被下テ、御著ニ相成候処之日文本義云御書物ヲ授与被成下候へ者、誠ニ有難仕合と奉存候、御左右ヲ戴度如此御伺申上候

頓首

二仲別授与ニ成下候へ者、甚非禮ながら、御書物料并ニ郵税ヲ御知せ被下候へ者、難有奉存候

返々も無敬之段ハ御海容奉願候

草々再拝

十一月三十日

縣社徳守神社神官

難波春胤

三輪田高房大人

(70) 国立国会図書館デジタルコレクションにより内容を確認した。その他、「神につかへ奉る人たちにつぐ」については、明治二十五年六月二十二日の日付が付された三輪田高房自筆のものとして、『凡仙叢録』（千葉県文書館おとづれ文庫、ハ一一一）に所収されるものが存する。

三輪田高房の鎮魂行事伝授について（新田）

九一（九一）

- (71) 『凡仙叢録』（千葉県文書館おとづれ文庫、ハ―一二）に所収される。
- (72) 森津倫雄『石上神宮の鎮魂祭』（森津先生喜寿祝賀会、昭和二十八年）
- (73) 前掲森津倫雄『石上神宮の鎮魂祭』一七頁
- (74) 前掲森津倫雄『石上神宮の鎮魂祭』の冒頭に所収されている藤岡好春が寄せた「森津倫雄翁の喜壽を祝して」と題する文章に、伝授の様子を「桜井東花君が詳記してゐる」ことが記されている。
- (75) 「神道行法鍊成研修会のあゆみ」（神社本庁教学研究部神社本庁研修部編『神道行法鍊成研修会開講五十周年記念誌』（神社本庁、平成十六年）三五―七六頁）
- (76) 「神社本庁鍊成行事道彦規程」第二条（『神社本廳規程類集』第八次改訂版（神社新報社、平成二十九年）一七一頁）
- (77) 「神社本庁鍊成行事道彦規程」第五条（前掲『神社本廳規程類集』第八次改訂版 一七一―一七二頁）

〔附記〕

本稿は、令和二年度第六六回神道史学会大会（オンライン開催）において報告した内容をもとにしている。末筆ながら貴重な御意見を頂戴した皆様には深く感謝申し上げますと共に、資料閲覧の便宜を図って頂いた千葉県文書館の皆様にも厚く御礼申し上げます。

（に）った けいぞう・皇學館大学大学院文学研究科神道学専攻博士後期課程二年）